

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広川町長 氷室 健太郎  
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	八女郡広川町 (40544)	
地域名 (地域内農業集落名)	上広川地区 ( 梯・草場・一応・六田・吉常・長延 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は圃場整備事業により農地が整備されているが今後農業従事者の高齢化により担い手の確保が課題になっている。また担い手については収益性の高い施設園芸で営農をしており、農業労働力の確保および光熱費、資材の高騰などにより収益の確保も課題となっている。

#### 【地域の基礎的データ】

- ・特定農山村地域であり、圃場整備事業は平成20年に完了
- ・主な作物:水稲・飼料用稲・施設園芸(イチゴ・花卉・ぶどう)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水田地域については畜産農家と連携し、水稲と飼料用稲(WCS)の団地化により農地の集約化を進め、効率的な作業体系の確立を図っていく。施設園芸については品質の向上や施設の温度管理や灌水の自動化など作業の低減を図るためスマート農業の導入を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	123.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農業振興地域内農用地のうち、圃場整備実施地区及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農・後継者不在の農地については農地については農地中間管理機構を活用し経営拡大を希望する担い手や新規就農者へ集積・集約を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を活用し農地の利用集積を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内の基盤整備事業は完了しており、今後は農業用施設の定期的な点検や長寿命化に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、JA、普及指導センターと連携し異業種からの新規就農者や地域外の農業者の人材確保に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策として防護柵・電気柵設置に対して補助金等の支援、猟友会とも連携し被害防止を図る。
- ③農作業の省力化を図るため、スマート農業を推進していく。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し活動組織を支援し、共同作業等により農道・水路等の維持管理を行う。